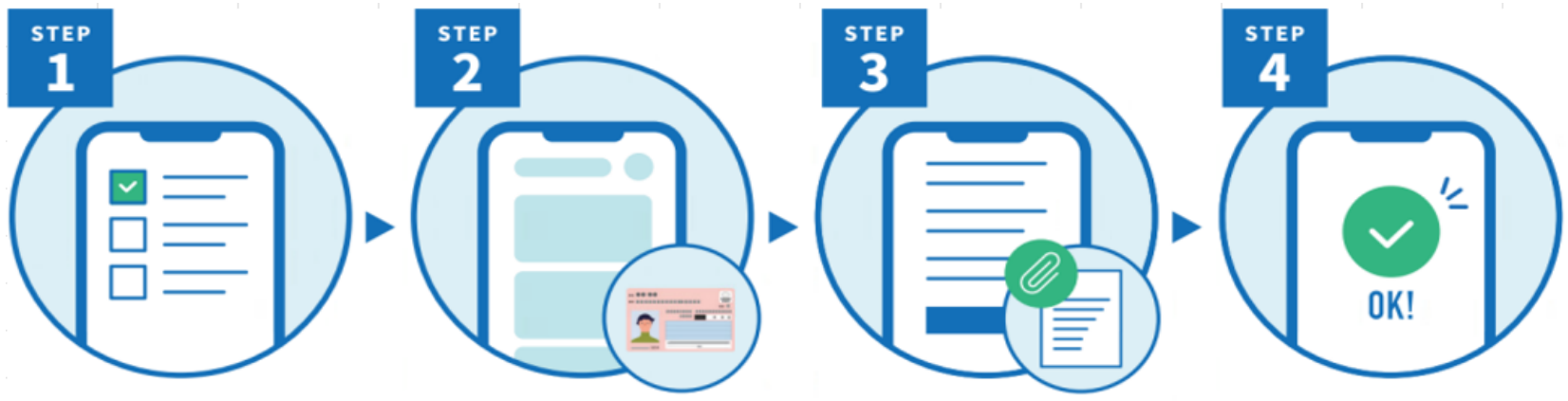
協会けんぽ加入者の皆様へ

（2026.11）

出産育児一時金 の手続きは、けんぽアプリ から 電子申請 がおすすめです！



アプリからログインして出産育児一時金を選択

マイナンバーカードを利用して、協会けんぽの資格情報を取得

必要事項をフォーマットに入力して、添付書類は画像データをアップロード

申請手続き完了です！

ご利用可能時間
平日
8:00～21:00

電子申請の詳細は、こちらをご覧ください。

出産育児一時金の申請手続き等の詳細は、こちらをご覧ください。

けんぽアプリを是非ご利用ください！

iOS　Android

※パソコンでのご申請は、協会けんぽHPより、「電子申請サービス」をご利用ください。

- 「出産育児一時金」に関する電子申請は、協会けんぽにご加入の「被保険者」のみ利用可能です。※「被扶養者」はご利用できません。
  - ※事業主、事業所担当者、相続人等は、代理利用ができません。被保険者が亡くなられた場合、相続人の電子申請はできませんので、お手数ですが、紙の申請書をご記入いただき、戸籍謄本等の原本を添付の上、お手続きください。
- 土、日、祝日や年末年始（12/29～1/3）は、ご利用できません。
- 21時を過ぎると、システムメンテナンス画面に移行して、入力した情報が保存されません。
  ご利用中で30分間操作されなかった場合も、電子申請サービスとの接続が自動的に切断されます。
  - ※17:15以降の申請完了分は、翌営業日の受付日扱いになります。
- 電子申請サービスをご利用の際は、お手元に、次のものをご用意ください。
  1. マイナンバーカード
  2. 資格情報（保険者名称、記号・番号、事業所名称など）を確認できるもの
  3. 振込先口座情報（通帳など）を確認できるもの
     - ※公金受取口座への振込を希望する場合は、用意不要です。
  4. アップロードする添付書類や画像データ　※詳細は、裏面をご覧ください。
     - 直接支払制度を「利用した」場合　…「出産育児一時金内払金支払依頼書」の申請
     - 直接支払制度を「利用していない」場合　…「出産育児一時金支給申請書」の申請

マイナンバーカード



通　帳

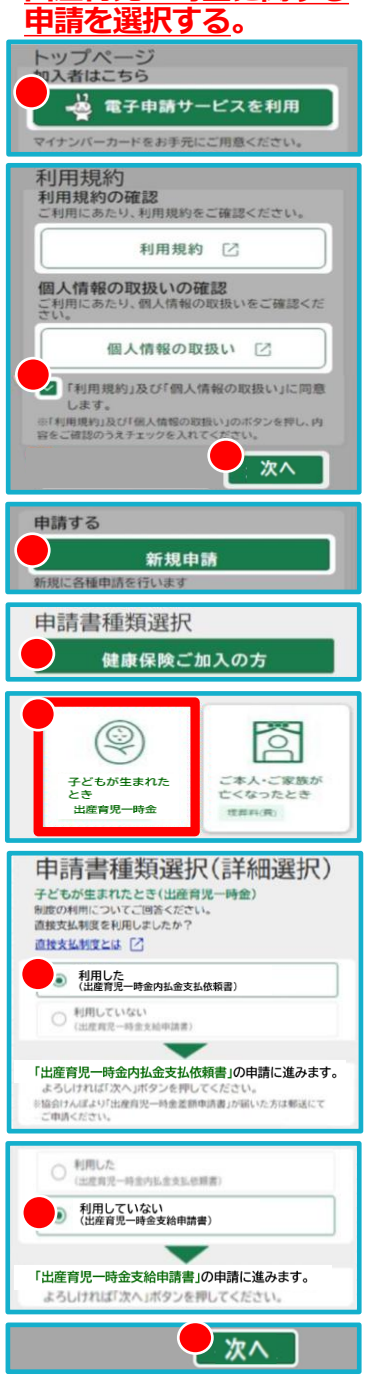
「公金受取口座」とは？
あらかじめ国(デジタル庁)に登録を行った口座です。

JPG　PNG　PDF

（注）アップロード可能なファイル形式は、JPG／PNG／PDFです。
パスワード付きPDFはアップロードできません。

《直接支払制度》出産育児一時金の直接支払制度とは、出産前に被保険者等と医療機関等が出産育児一時金の支給申請及び受取りに係る契約を結び、医療機関等が被保険者等に代わって協会けんぽに出産育児一時金の申請を行い、直接、出産育児一時金の支給を受けることができる制度です。
出産育児一時金の支給が協会けんぽから直接医療機関等へ支払われることから、医療機関等の窓口で高額な出産にかかった費用を支払う必要がありません。
出産にかかった費用が出産育児一時金の額より少ない場合は、その差額が被保険者等に支給されるため、「出産育児一時金内払金支払依頼書」または「出産育児一時金差額申請書」の提出をお願いいたします。

①けんぽアプリを利用し、出産育児一時金に関する申請を選択する。



②マイナポータルから加入履歴を取得する。

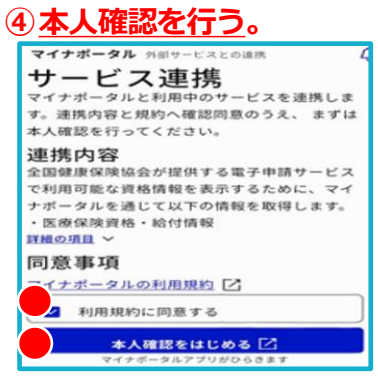
※マイナンバーカード読み取り（1回目）



③パスワード４桁を入力し、カードを読み取る。券面情報を確認する。



④本人確認を行う。

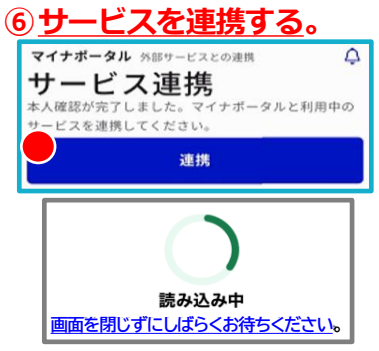


⑤マイナポータルから協会けんぽが資格情報を取得することに同意する。

※マイナンバーカード読み取り（2回目）



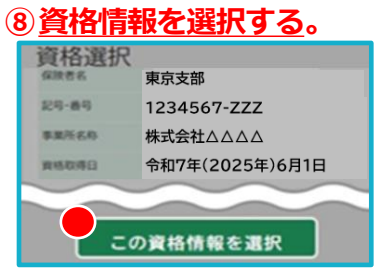
⑥サービスを連携する。



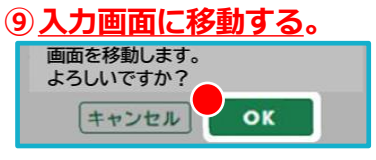
⑦自己情報を提出する。



⑧資格情報を選択する。

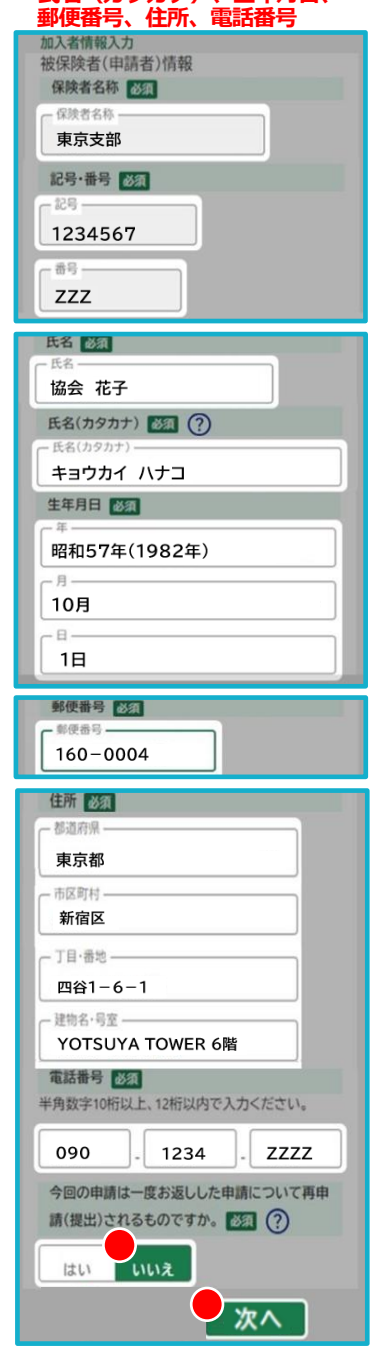


⑨入力画面に移動する。



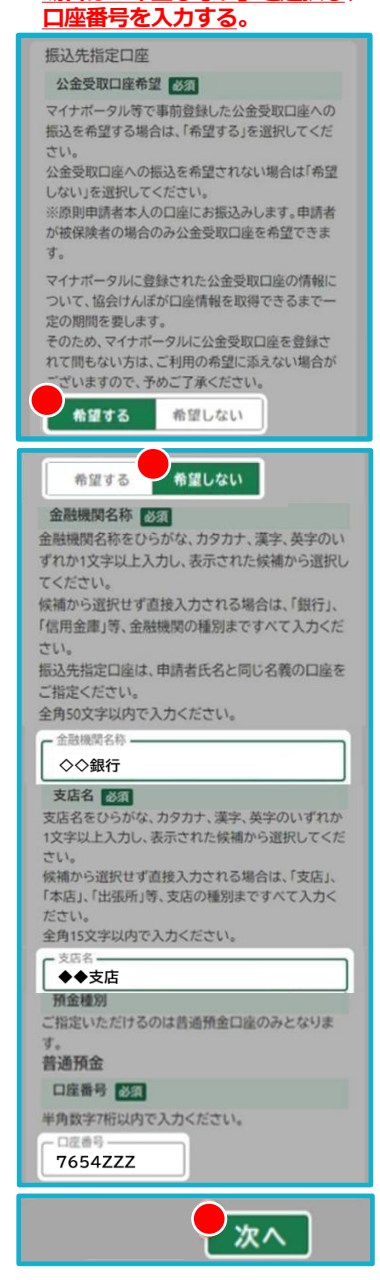
⑩加入者情報を入力する。

※保険者名称、記号・番号、氏名、氏名（カタカナ）、生年月日、郵便番号、住所、電話番号



⑪口座情報を入力する。

※マイナポータルへ登録した公金受取口座を希望する場合は「希望する」を、マイナポータルへ公金受取口座を登録していない場合は「希望しない」を選択し、口座番号を入力する。



※電子申請サービス利用中に、システムエラーなどによりアプリが正常に動作しない場合は、通信環境などを確認し、お手数ですが、再度、トップページからご申請ください。

●出産育児一時金内払金支払依頼書の場合

出産育児一時金の直接支払制度を利用して、出産した費用の差額を受ける場合の申請です。

①医療機関等から交付される直接支払制度に係る代理契約に関する文書

「代理契約を医療機関等と締結している旨」および、申請先の「保険者名」が記載されています。

②医療機関から交付される出産費用の領収・明細書

医療機関等が支払機関へ提出する「専用請求書の内容と相違ないこと」および、「産科医療補償制度の対象分娩であること（該当する場合のみ）」が明記されています。

※出産の場合は「出産年月日」および「出生児数」が、死産の場合は「死産年月日」および「妊娠週数」が記載されています。

→記載がない場合は、協会けんぽHPより、「③出産育児一時金内払金支払依頼書 医師・市区町村長記入用」の様式をダウンロードし、証明を受けて、①②に加えてアップロードしてください。③をアップロードできない場合は、次のいずれかをアップロードしてください。

・出産が確認できる書類 … 戸籍謄（抄）本、戸籍記載事項証明書、登録原票記載事項証明書、出生届受理証明書、母子健康手帳（原本提示）、住民票など

・死産が確認できる書類 … 死産証書（死胎検案書）など

①
出産育児一時金の医療機関直接支払制度の利用について

・直接支払制度の利用に合意します。

・申請先「保険者名」

医療機関等

②
出産費用の領収・明細書

・専用請求書の内容と相違ありません。

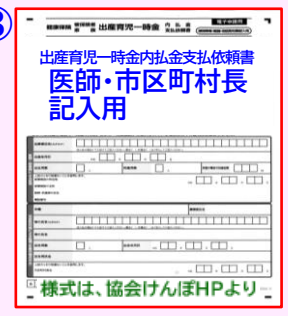
・出産年月日

・出生児数

産科医療補償制度加入機関

医療機関

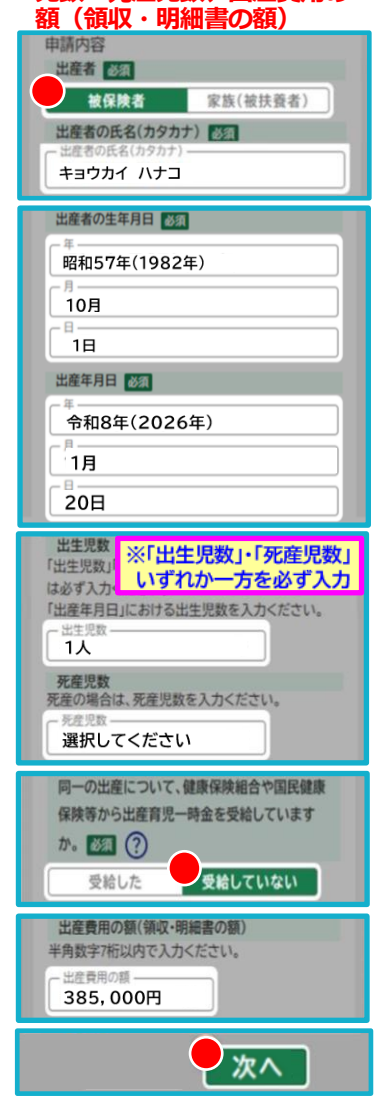
③



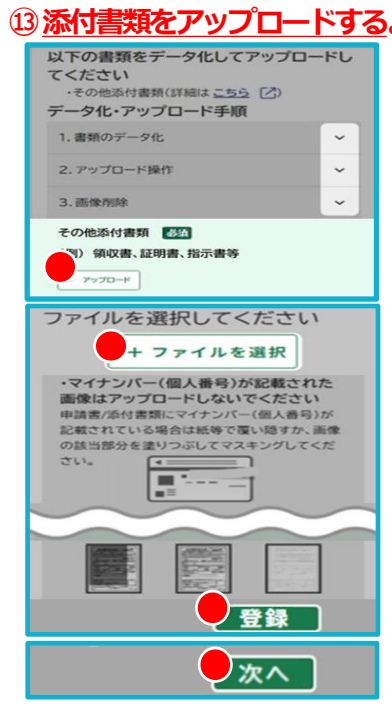
※②より、出産…出産年月日および出生児数を、死産…死産年月日および妊娠週数を確認できない場合は、①②に加えて③をアップロードしてください。

⑫申請情報を入力する。

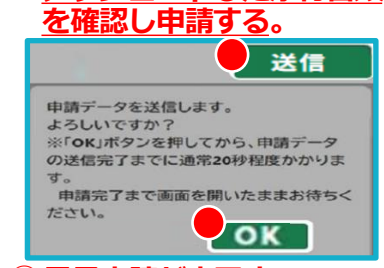
※出産者の氏名（カタカナ）・生年月日、出産年月日、出生児数・死産児数、出産費用の額（領収・明細書の額）



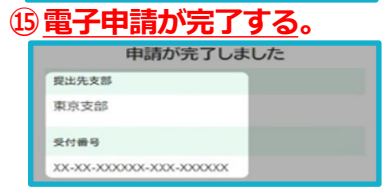
⑬添付書類をアップロードする。



⑭申請したデータ（入力内容、アップロードした添付書類）を確認し申請する。



⑮電子申請が完了する。



●出産育児一時金支給申請書の場合

出産育児一時金の直接支払制度を利用していない場合の出産費用の補助を受ける場合の申請です。

【国内で出産した場合】

①医療機関等から交付される直接支払制度を利用していないことを証明する書類

「直接支払制度を利用していないこと」が明記された領収・明細書など

②産科医療補償制度の対象分娩である場合は、「産科医療補償制度の対象分娩であること」が明記された領収・明細書

③出産育児一時金支給申請書 医師・市区町村長記入用

※協会けんぽHPより、「出産育児一時金支給申請書 医師・市区町村長記入用」の様式をダウンロードし、証明を受けて、アップロードしてください。

→アップロードできない場合は、次のいずれかをアップロードしてください。

・出産を担当した医療機関等の医師・助産師の証明書

・出産が確認できる書類 … 戸籍謄（抄）本、戸籍記載事項証明書、出生届受理証明書など

・死産が確認できる書類 … 死産証書（死胎検案書）など

【海外で出産した場合】

④出産した日（期間）において実際に海外に渡航していた事実が確認できる書類

パスポート、査証（ビザ）、航空チケットなど

⑤海外出産の事実、内容について、協会けんぽが当該海外出産を担当した海外の医療機関等に照会することに関する当該海外出産をした者の同意書

⑥出産を担当した海外の医療機関等の医師・助産師の証明書

→アップロードできない場合は、次のいずれかをアップロードしてください。

・出産が確認できる書類 … 戸籍謄（抄）本、戸籍記載事項証明書、出生届受理証明書など

・死産が確認できる書類 … 死産証書（死胎検案書）など

・海外の公的機関が発行する戸籍や住民登録に関する書類、および「医師・助産師の証明の添付が困難である理由」と、「出産した医療機関名・担当医等」を記載した書面

※書面の様式は協会けんぽＨＰから入手してください。

※証明書等が外国語で記載されている場合は、翻訳文を添付してください。（翻訳文には、翻訳者が署名し、住所および電話番号を明記してください。）

①
出産育児一時金の医療機関直接支払制度の利用について

・直接支払制度の利用に合意しません。

医療機関等

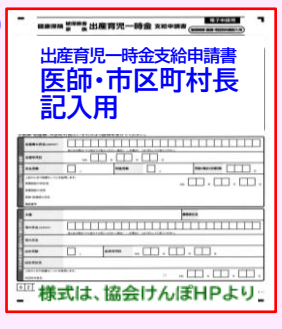
②
出産費用の領収・明細書

・専用請求書の内容と相違ありません。

産科医療補償制度加入機関

医療機関

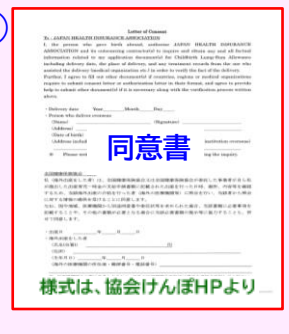
③



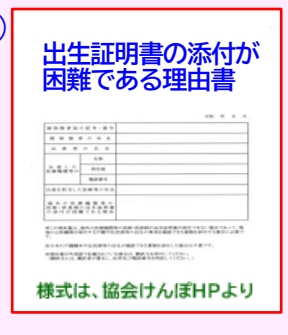
④



⑤

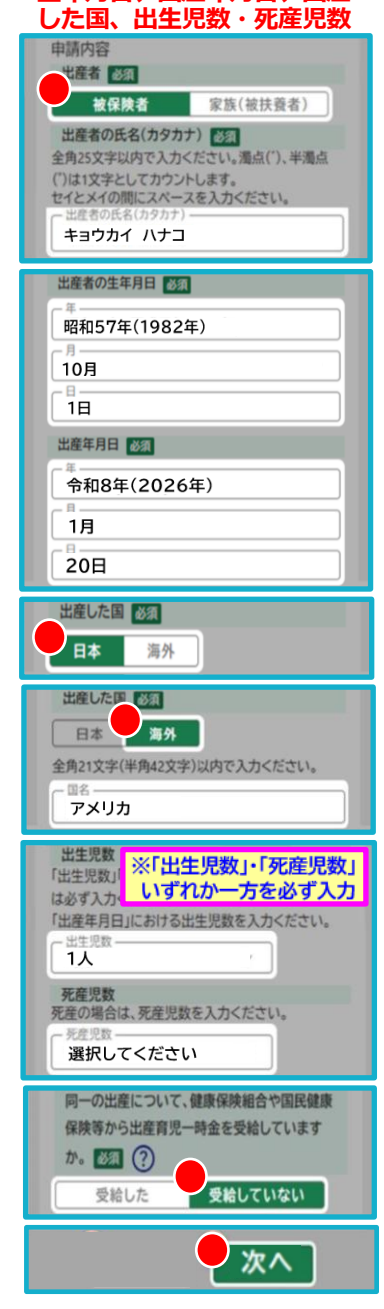


⑥

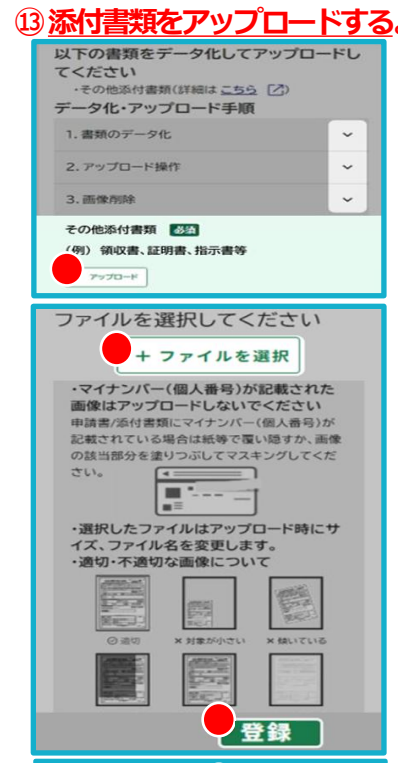


⑫申請情報を入力する。

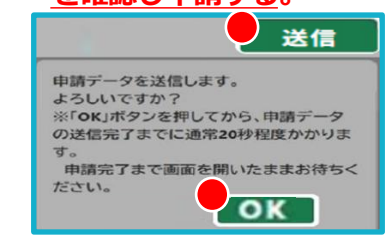
※出産者の氏名（カタカナ）・生年月日、出産年月日、出産した国、出生児数・死産児数



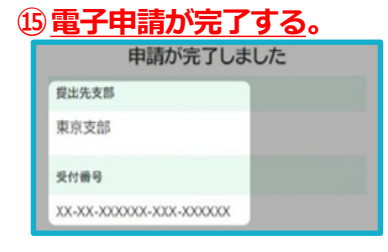
⑬添付書類をアップロードする。



⑭申請したデータ（入力内容、アップロードした添付書類）を確認し申請する。



⑮電子申請が完了する。



「もしも」と「いつも」に安心を。

協会けんぽ